

小規模企業の政策学

—小さな事業をどう支援するのか—



寺 岡 寛
(中 京 大 学)
(経 営 学 部 教 授)

目 次

小規模企業の政策小史
小規模企業の政策体系
小規模企業の存立基盤

小規模企業の役割再考
小さな企業への支援策

小規模企業の政策小史

「小規模企業」という言葉は、政策用語であるのか、あるいは、ビジネス上の日常的慣用語であるのか。この言葉は、どのようにして定着したのか。この点にははっきりしていない。ただし、政策用語としては、昭和38 [1963] 年制定の「中小企業基本法」の前文に登場している。

基本法は、大企業との間の各種格差—生産性、企業所得、労働賃金等—の拡がりに加え、貿易の自由化、技術革新の進展、消費者の生活様式の変化、労働力不足が「中小企業の経済的社会的存立基盤」を大きく変化させつつあ

るとした上で、つぎのように「小規模企業」についてふれている。「このような事態に対処して、特に小規模企業従事者の生活水準が向上するよう適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正する……」(下線は引用者)。このように、基本法は中小企業のなかでも特に「小規模企業」の経済的社会的制約性と生活水準を問題視した。基本法は第4章を「小規模企業」にあてていた。全文を引用しておく。

「国は、小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人—商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者について

は、5人—以下の事業者をいう。) に対して第3条¹⁾の施策を講ずるにあたっては、これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その事業者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるように金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払うものとする。」

ここでは、中小企業のなかでも、とりわけ小規模企業が経営上の深刻な問題を抱え、小規模企業の従事者がこれよりも上層の企業よりも苦しい生活を強いられていると想定された。そのため、小規模企業に対しては別途、金融・税制上の政策的配慮を払うべき存在とされた。当時の小規模企業へのこうした考え方を探るまえに、中小企業基本法制定の背景にすこしふれておく必要がある。

同法制定の2年ほどまえには、「農業基本法」が制定され、種々の分野で基本法ブームが起っていた。中小企業についても、諸政党や中小企業関係団体もそれぞれの草案を発表した。政党では、当時の与党の自民党は、党内の中小企業基本政策調査会を中心に商工部会、中小企業振興議員連盟の協力の下に、基本法の草案作りに取り組んだ。ほぼ同時並行的に、通商産業省も中小企業審議会の総合部会、産業構造審議会の中小企業部会で基本法案を検討、中小企業庁に中小企業政策審議室を設け、まず

はもって中小企業の実態把握を進めていた。他方、野党の民社党と社会党も基本法案を発表した²⁾。

民社党案は中小企業のなかでも「零細企業を底辺としてその階層差が著しく、これが中小企業問題を複雑化」していると捉えたうえで³⁾、「小規模事業者」に対しては、政府関係金融機関が「必要な措置」を行うことを法案に盛り込んだ。社会党案は「小規模事業者」を「勤労事業者」⁴⁾として位置づけた。同案は第5章で「勤労事業者等に対する政策」を設けた。同法案第6章第2節の「税制政策」では、「勤労事業者の所得の特殊性にかんがみ、勤労所得控除の制度および家族労働者の給与所得に対する合理的な税制の確立」が必要とされた⁵⁾。

ただし、国会での法案審議や、大阪市や名古屋で開催された公聴会では、中小企業の実態、二重構造の解釈、下請問題などと比べて、小規模企業がとくに大きく取り上げられたとはいえない。それでも中小企業のなかで小規模企業が大きな割合を占めることについての共通認識はあった。とくに、小規模企業—小零細企業—を対象とする政策立法の必要性なども指摘されていた。当時の与野党の政策スタンスからすれば、民社党や社会党など野党側が小規模企業をより重視する政策スタンスであった。政策スタンスということでは、そこに与党自民党と

1) 第3条施策とは1.「近代化設備の導入等中小企業の設備近代化」、2.「技術の研究開発の推進、技術者及び技能者の養成等によって中小企業の技術の向上」、3.「近代的経営管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によって中小企業の経営管理の合理化」、4.「中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化」、5.「中小企業の取引条件に関する不利を補正するように過度の競争の防止及び下請取引の適正化」、6.「中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進」、7.「中小企業以外の者の事業活動の調整等によって中小企業の事業活動の機会の適正な確保」、8.「中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保」。

2) 自民党は政府案との調整に手間取り、まずは議員提案によって中小企業法案を国会提出したが、昭和37〔1962〕年に廃案となった。翌年、中小企業法案は政府案に一本化され、野党案とともに国会審議となった経緯があった。

3) 第43回国会衆議院『商工委員会議録第12号』（昭和38〔1963〕年3月15日）。

4) 同法案では、勤労事業者とは鉱工業・運送業で常時使用する従業員の数が10人以下かつ資本の額又は出資の総額が100万円以下、商業・サービス業では同3人以下とされた。

5) 第43回国会衆議院『商工委員会議録第33号』（昭和38〔1963〕年6月6日）。

野党との彼我の相違があった。

自民党案（≒政府案）は、中小企業基本法での中小企業政策理念は経済政策（≒産業政策）としてのそれであって、小規模企業対策については、社会政策として別途対応すべきであるとした⁶⁾。この点、野党の中小企業基本法案では経済政策と社会政策の双方を同時に盛り込むべきという認識があった。

実際に成立した中小企業基本法では、小規模企業政策は既述の同法第4章第23条に形式的かつ総花的に盛り込まれる結果となった。小規模企業従事者が「他の企業の従事者と均衡する生活を営むことができるように金融、税制その他の事項につき必要な考慮」の具体化は、中小企業基本法では先送りされた。その後の中小企業関連立法で小規模企業は中小企業の定義上において含まれることで、排除されたわけではない。だが、その積極的な位置付けは必ずしも明確ではなかった。ただし、個別の社会政策立法による小規模政策ということでは、「小規模企業共済法」（昭和40 [1965] 年、法律102号）⁷⁾ や「家内労働法」（昭和45 [1970] 年、法律60号）⁸⁾ などが制定されている。

小規模企業を直接対象とする基本政策立法ということでは、平成25 [2013] 年になり、「小規模企業活性化法」―「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」―が制定され、「小規模

企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定するとともに、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講じる」ことになった⁹⁾。この背景には、中小企業数の減少が小規模企業層を中心に顕著となってきたことがある。この改正により、中小企業基本法第3条へ、つぎのように政府の小規模企業への政策理念が追加された。すなわち、

「中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上および交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。」

同法第8条にも、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」としてつぎのことが掲げられた。

(1) 「小規模企業が地域における経済の安定

6) ここでの小規模企業観は、産業政策上の対象となりえない小規模企業については、それ以前の遅れた構造をもつ企業群として認識であった。必然、小規模企業は社会政策によって産業政策の対象となることのできる段階まで引き上げられたのちに、経済政策としての中小企業政策の対象とすべきと理解されていたといつてよい。

7) 同法は「小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もって小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的」として立法化された。

8) 同法は小企業企業者のうちでも生業層を対象に、「1. この法律は、工賃の最低額、安全および衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。2. この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」

9) ただし、施行は平成27 [2015] 年3月31日からである。なお、同法の制定により「小規模企業者等設備導入資金助成法」は廃止された。

並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によって地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること」。

- (2) 「小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること」。
- (3) 「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと」。

中小企業基本法制定の際に議論された「金融、税制その他の事項につき必要な考慮」が、「小規模企業活性化法」に引き継がれたことになる。同法の制定により、中小企業政策関連立法の「中小企業信用保険法」、既述の「小規模企業共済法」、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」、「下請中小企業振興法」等も改正された。この翌年には、「小規模企業活性化法」を「さらに一歩進める観点」から「小規模企業振興基本法」と「小規模支援法」―「商工会及び商工会議所による小規

模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」―が制定されることになった。同法の第3条「基本方針」はつぎのようになっている。

「小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。」

同法では、小規模企業者のなかでも「おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者」を「小企業者」と定義して、第4条で「小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない」とされることになった。形式的には、小規模企業は中小企業に含まれることはいうまでもない。中小企業に関してはすでに中小企業基本法がある。だが、小規模企業を直接対象とする基本法たるべき小規模企業振興基本法が制定された理由は、日本経済、とりわけ地域経済において小規模企業が大きな変革の波に苦戦してい

るからである。

従来、新規開業による新しい小企業の誕生によって補充されつつ、そのなかから小規模企業や中規模企業が生まれることで中小企業群が形成されてきた。そうしたメカニズムが大きな変容を遂げてきたことも背景にある。それは中小企業数そのものの減少にもあらわれてきている¹⁰⁾。中小企業全体の活性化には、既存の中小企業への支援が重要である。だが、地域経済の動向にもっとも敏感に影響を受けるのは、実態的には小規模企業であり、小企業である¹¹⁾。

小規模企業の政策体系

日本社会における小規模企業の今後とその役割について、もっぱら政策面から論じるのが小論の課題である。その前に、「小規模企業振興基本法」が制定されるまでの、日本での中小企業政策体系と、その下での小規模企業政策の従来の支援体系を明らかにしておく必要がある。概ねつぎのようになる。

- (1) 構造改善－中小企業の創造的事業活動、新規事業活動、事業革新活動等への支援
- (2) 金融・信用補完－政府系金融機関、信用保証協会や中小企業投資育成会社などを通じた支援
- (3) 高度化・近代化－中小企業の近代化、構造改善等への支援
- (4) 組織化－中小企業団体や協同組合事業

等への支援

- (5) 経営資源の充実化－中小企業診断士制度等
- (6) 下請中小企業－下請型中小企業への支援
- (7) 経営安定化－中小企業倒産防止共済事業、災害による特定地域の中小企業への支援
- (8) 小規模企業－商工会・商工会議所への小規模企業支援、小規模企業共済など
- (9) 小売商業－商店街組合、特定商業集積、流通業務効率化などへの支援
- (10) 事業活動の機会確保－官公需などの促進
- (11) 中小企業の従事者福祉向上－労働力確保、退職金共済、最低賃金、家内労働等への支援
- (12) エネルギー・環境対策－再生資源の活用などリサイクル活動等への支援

こうした政策には、政策対象を小規模企業として明確に規定したものと、実質上、政策対象がもっぱら小規模企業に特定されるものがある。先に後者についてみておく。(9)の小売商業政策の場合、対象となる商業者(＝商店)は小規模企業というよりもむしろ家族経営主体の生業形態の小企業がかなりの割合を占める。政策対象層の軽重という面では、中小企業政策としての小売商業政策は小規模企業政策といつてよい。

古いところでは「商店街が形成されている地

10)『中小企業白書(2014年版)』の副題は、「小規模事業者への応援歌」であり、小規模企業の動態を重視し、その経営問題などを取り上げている。同白書は「小規模事業所の現状」について『事業所・企業統計調査』や『経済センサス』から「中小企業数は、長期にわたり減少傾向で推移していることが分かる。2009年から2012年の3年間で中小企業数は約35万社減少しており、その中でも、小規模事業者は約32万社減少していることが分かる。また、2009年から2012年にかけての減少率を見ても、中規模企業は▲4.8%、小規模事業者は▲8.8%と小規模事業者の減少率の方が大きく、中規模企業と比較すると小規模事業者は経済・社会構造変化の影響を受けやすいことといえる」と指摘する。

11)『中小企業白書(2014年版)』によると、業種別開業・廃業件数では宿泊業・飲食サービス業、小売業で小規模層の廃業が目立つ。ただし、開業も同時にこれらの業種が多い。都道府県開業・廃業件数では東京都、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、北海道で小規模層の廃業が目立つ。開業もこれらの地域で多くなっている。

域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行うとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行うのに必要な組織等について」定めた「商店街振興組合法」（昭和37〔1962〕年、法律141号）がある。ここでは個別商店よりも、その集合体である商店街などがその政策対象に想定されていた。

このおよそ10年後に制定された「中小小売商業振興法」（昭和48〔1973〕年、法律101号）もまた、前掲「商店街振興組合法」の趣旨にそったかたちで立法化された政策立法である。この背景には、全国各地で小規模店舗が一定地域内で集積して「商店街」が形成され、その数が増加していた実態があった。そうした個別店舗の経営改善よりも、そうした店舗の集団化や共同事業などへの支援の有効性があるとの政策判断があった。中小小売商業の振興を政策目的とされた同法でも、つぎのように立法趣旨が記された。

同法の第1条には、「商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図る」ことにあるとされたのである。なお、同法は第9条で「国は、中小小売商業者の経営の近代化のための施策を講ずるにあたっては、小規模企業

者に対する特別の配慮をしなければならない」と政策目的が示されている。

(11) の中小企業の従事者福祉向上への支援策のうち、既述の「家内労働法」や「最低賃金法」（昭和34〔1959〕年、法律137号）がある。「家内労働法」は、その遵守が困難である内職など家内労働者に対して賃金など労働条件の向上を支援するために立法化された経緯がある。家内労働者は小企業のなかのさらなる小企業であるというよりも、「家内労働」者であり、同法は委託者に対して家内労働者の生活向上につながる工賃設定を促すことを目的とした。換言すれば、こうした政策立法は直接、小規模企業を対象とはしていないもの、その対象は小規模企業あるいは小企業であり、その個別の経営改善ではなく、そうした小さな事業体の集団化や共同化を促すとともに、さらには経営環境そのものを改善することに政策の主眼が置かれていた。

そうした一連の政策立法では、小規模企業層とは近代化が必要とされた中小企業全体とはまた異なる存立基盤や経営上の諸問題をかかえる事業層として想定されていたことがわかる¹²⁾。つまり、政策対象としての中小企業は、大企業などと比べて経営における近代化¹³⁾が遅れた企業層として暗黙裡にとらえられ、小規

12) 中小企業政策の基本方針を定めた「中小企業基本法」が理念法であったとすると、同年に制定された「中小企業近代化促進法」（昭和38〔1963〕年、法律64号）は実定法である。当時において、日本経済の競争力向上には輸出型産業の競争力向上が必要であり、指定業種での中小企業の競争力強化が近代化促進という政策目的で示された。製造業における機械化などによる生産性向上が直接的目標であったが、「前近代的」な経営方法や経営実態などの改善も近代化という政策概念でとらえられていた。中小企業の近代化政策についての詳細はつぎの拙著を参照。寺岡寛「日本の中小企業政策」有斐閣（1997年）。

13) 「近代化」という政策概念は、日本の中小企業政策史においてかつては重要な位置を占めてきた。第二次大戦後の1960年代前半あたりまでは、戦後復興のなかで日本企業の現状や将来性について「合理化」という政策概念が頻繁に登場した。これはもっぱら戦時経済の中で老朽化した工場設備などの最新設備への更新に関して使われることが多かった。その後、日本経済も復興から成長へと転換するにつれ、設備等の「合理化」を含み経営全般の改善を示唆する政策概念として「近代化」が登場する。この背景には戦前からの日本の中小企業研究史において、中小企業の労使関係も含めた経営実態が「前近代的」ととらえられてきたことも無関係ではなく、中小企業の経営課題がしばしば「中小企業の近代化」とされてきた。もちろん、中小企業といった場合に、さまざまな規模層がそこにあり、家内労働層から家族経営の零細層を底辺として小規模、中規模の企業層が存在するため、小規模層の一層の近代化が想定された。なお、「近代化」と並行して「高度化」という政策用語も頻繁に使用された。「高度化」はより広域概念として使われるようになる。

模企業はさらにそれ以前の段階にある事業体として認識されていた。こうしたことを念頭に置いておくと、(8)のような小規模企業を直接対象とした政策の目的がはっきりとする。

たとえば、従来の「商工会議所法」(昭和28[1953]年、法律143号)や「商工会法」(昭和35[1960]年、法律89号)によって、商工会議所や商工会は経営指導員¹⁴⁾を通じて中小企業への記帳指導など経営指導を行ってきた。にもかかわらず、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5[1993]年、法律51号)が制定されたのは、単に小規模企業層の経営改善の遅れという側面だけではなく、「商工会議所法」や「商工会法」が制定された時期からも示唆されるように、その会員である中小企業のなかには経営指導のレベルから卒業した企業層、あるいはより専門的なコンサルティングサービスを必要とする段階にある企業層へのサービスにおいて対応が遅れている組織的な問題もある。必然、組織として従来のような経営改善サービスを必要とする小規模企業への対応を明確にしようという狙いもあったように思える。

同法は第1条で「商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずる」としたうえで、第3条でそのために主管大臣に「基本方針」を定めることを規定している。この基本方針の一つは「近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導」であり、かつての中小企

業観が小規模企業観へと継承されているような印象を受ける。

だが、小規模企業の抱える経営上の課題は、はたして「近代的管理方法」の導入の遅れだけなのだろうか。基本方針はこれだけではなく、ほかにも「技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等」なども掲げられている。では、技術の向上、新たな事業の分野の開拓等の情報を提供すれば、小規模企業の経営の改善が進展するのだろうか。そうだとしても、課題はそれを可能にさせる小規模企業の経営のあり方に大いに関係する。いずれにせよ、小規模企業の抱える経営問題が、もっぱら近代的管理方法の導入の遅れであれば、解決方法は簡単であるにちがいない。

実際には、小規模企業の抱える問題を管理方法論に換言できるほど、課題は単一的なものではない。企業など経済主体は社会的存在であり、つねに経済社会構造の変化に大きな影響を受ける。小規模企業もまた、それを取り巻く経済社会環境の変化のあり方がそこに投影される。それゆえに、小規模企業の個別経営のあり方を超えて、小規模企業をとりまく経営環境そのものをどのようにして改善させていくのが、小規模企業政策にとって重要な課題の一角を形成している。この政策課題を明確にとらえておくためには、小規模企業と経営環境との関係、より端的にいえば、地域経済との関係がどのように変化してきているのかを明らかにしておく必要がある。

14) 商工会議所や商工会の経営指導員は、地域の事業者の経営面や技術面での改善をはかるため、金融・経理・経営などについて相談・指導にあたるとともに、講習会(セミナー等)を開催することがその業務とされている。記帳については記帳専任職員などが指導にあたっている。また、経営指導員は地域の産業実態や中小企業の経営実態などの調査を通じて、事業者への情報提供も行うことが求められている。商工会議所の場合、中小企業の経営相談窓口は経営指導員が相談にあたる中小企業相談所や専門指導センター(大都市あるいは中都市以上の商工会議所)、民間の中小企業診断士などが相談にあたる中小企業支援センターなどが開設されている。なお、商工会議所よりも規模の小さな商工会の場合、広域指導センターが設けられている。

小規模企業の存立基盤

米国の中小企業 (small business) についても興味ある論稿を残した社会学者C・ライト・ミルズ (1916～62) は、亡くなるすこしまえに著した『社会学的想像力』(The Sociological Imagination) で、「社会学的想像力」とは何であるのかを示唆して、つぎのように述べている。

「個々人の人生と社会の歴史とは、双方をもに理解することなくしてそのどちらも理解することなどできない。だが、普通、人びとは自分たちが耐え忍んでいる苦難などを、歴史的変化や制度的矛盾という文脈のなかで理解しようとはしない。自分たちが享受している幸福 (well-being) についても、普段、自分たちが生活している社会の大きな浮き沈み (big ups and downs) のせいにはしないものだ。普通の人たちは、自分たちの生活のパターンと世界歴史の方向性との間にある、入り組んだ関係には気づかない……彼らは自分たちの個人的苦難の背後にある構造的変化を制御しようというやり方でそうした苦難に立ち向かうことができないのだ。」¹⁵⁾

ミルズは、社会学的想像力を作用させる上でのもっとも生産的なやり方であり、基本的分析ツールの一つは、「個人的問題の領域 (the personal trouble of milieu)」と「社会構造の公的課題 (the public issues of social structure)」を峻別することであると指摘する¹⁶⁾。小論で取

り上げている小規模企業のかかえる諸問題—社会構造的変化—について、ミルズのいう社会学的想像力を逞しくして、整理しておきたい。この際に注視しておくべきことは、小規模企業の存立事業分野にみられる変化である。製造業については、小規模生産≡小規模投資≡労働集約性の三面等価が成立する事業分野がおおむね小規模企業の存立分野である。その典型は伝統産業や地場産業である。事例としてみておこう。

伝統産業については、もっぱら生産方法は職人技という人に伝承されてきた—いわゆる「身体で覚える」—。すべての生産工程を機械化することが困難であるゆえに、小規模投資にもとづく小規模生産を労働集約性の高いやり方で維持してきた。昭和49 [1974] 年には、「一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさと潤いを与えとともに地域経済の発展に寄与する」ことを目的として、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(「伝産法」、法律57号)が制定された。この背景には、伝統的産業の厳しくなりつつある存立状況があった。

一般に、政策には予防的措置としての制度づくりと、ミルズのいう個々の個人的問題が公的課題となってきたためにその対応策としての制

15) Charles Wright Mills, *The Sociological Imagination* (with a new afterword by Todd Gitlin), Oxford University Press, 2000, pp.3-4.

16) *Ibid.*, p.8. ミルズは「公的課題」について、「(それは) 個人の置かれた環境や内面生活の範囲を超える課題である。それらは多数の個人的問題が歴史的に形成されてきた社会の諸制度に組み入れられることで、そのさまざまな状況が積み重なり、互いに浸透しあい社会的・歴史的な大きな構造となっているためである。問題は公的であることだ (public issue)。……だが、普通の人たちがそれをうまく位置づけることができないところに、公的問題のまさに特質がある……」。 *Ibid.*, pp.8-9.

度づくりの二つの側面がある。実際には、二つの政策体系が重なり合うことも多い。つまり、後者の対応策は、実際には振興よりも、事態がそれ以上深刻化することを防止するほうに重点が置かれる。この意味で、対応策とはいえ、それはしばしば予防措置化するものなのである。「伝産法」はまさにこの事例の一つでもあった。

同法の「伝統的工芸品」の定義は、①日常生活用、②製造過程の主要部分が手工業的、③伝統的な技術又は技法による製造、④伝統的に使用されてきた原材料が主たること、⑤一定地域に「少なくない数」の業者が従事していること、である。①については、同法の制定時期から付度されるように、高度経済成長下で人びとの消費生活は大きく変化—層の洋風化—することで、それまでの日常生活用品であったいわゆる和物などの需要は落ち込んでいった。

②と③については、手工業的=伝統的技術・技法が、一定数の若年層へ一定期間の就業を通じて伝承されて、はじめて成立する条件である。若年層の入職が減少していったことが、やがて職人層の高齢化と技術・技能伝承が大きな課題となっていく。④については、伝統産業の停滞と衰退が原料である農作物、その中間加工の従事者の減少につながり、さらにそれが伝統産業の原料入手難となる悪循環を生み出した。これらの要因が絡み合っ、一定地域に「少なくない数」の業者が「少ない数」となってしまった。⑤の条件が揺らいだ。

必然、苦境に直面した伝統的工芸品産業—むろん、すべての業種ではないが—に対しては、

振興以前に衰退をいかに防止するかの政策が必要となってきていた。伝統工芸品産業の衰退から振興への政策移行のためには、市場拡大がカギを握っている。補助金によって伝統的工芸品産業へのテコ入れを行ったとしても、需要の維持や拡大がなければ小規模企業の自立的な発展はありえない。政策的には需要拡大への取り組みが不可欠である。それは観光業の振興にも大いに関係がある。

現在、日本においてもようやく中小企業政策としての観光業振興の重要性が認識されるようになった。ここで注視しておくべきは、観光業は一時期、観光客をひきつけることができても、そこに持続的な取り組みがなければ一過性のものである。観光業振興には国内外の他地域との競争のなかで、その地域のイメージの再生産にはそれなりの地域としての継続的投資が必要なのである。観光業などで先進国でもある欧州諸国をみると、歴史的資産としての文化財の維持、さらにはその集合体である「まち並み」や景観への公的投資が大きいのである。

日本の各地域に展開してきた伝統的工芸品は、その地域の歴史的文化と切り離されて存立してきたわけではない。伝統的工芸品は、その地域の人びとの日常生活（≒文化）のなかで育まれ、磨かれてきたものが多い。伝統的工芸品は地域イメージを形成し、地域イメージは伝統的工芸品のイメージを形成してきた¹⁷⁾。そこには地域イメージと伝統的工芸のもつ相互作用がある。観光業振興は、本来的に、より明確な地域イメージを必要とし、伝統的手工業への市場

17) 伝統的工芸品には、たとえば、加賀友禅、京友禅、上田紬などのように製品名に地名が冠されることで、伝統的工芸品と地名が不分離のものとなって地域イメージが形成されてきているケースが多いのである。

創出・維持につながっている。とりわけ、観光業の持続性については、リピーターの確保には本物志向の観光資源の発掘と維持が必要とされる。この点、日本各地にはそれなりの歴史をもつ文化財が存在している。そうした文化財が地域でそれなりに維持されてきたのは、伝統的技術などが伝統的工芸品などに応用されてきたからである。惜しむらくは、地域文化財の維持・管理水準が一部の国宝や重要文化財を除いてきわめて低いことである。この修理・維持は、伝統的工芸品と相俟って、日本の地域政策としての観光業振興と小規模企業政策としての伝統的産業振興に大きな刺激となる。この点については後述する。

地場産業については、既述の伝統的工芸品産業も含まれる。地場産業を一定地域内での産業集積ととらえれば、いまでは、その大半は製造過程が機械生産である食品、繊維・衣料、雑貨などの分野に加えて、加工・組立関連の機械・金属などの分野で中小企業が存立する。地場産業では一定地域に同一・関連業種が集積し、大企業と中小企業、中小企業間の地域内分業体制が形成されてきた。こうした地場産業における小規模企業の存立分野と存立基盤もまた変化してきた。一般に、食品については、全国チェーンの販売店をもつ大規模なスケールで製造販売を行っているところとは異なり、小規模企業のほとんどは洋菓子や和菓子が典型であるように地域需要に密着したような事業形態である。その大きな課題は、地域内の人口減少に起因する需要の縮小である。

繊維・衣料についてはかつて地場産業の典

型といわれたが、そうした産地でもここ10～15年間ぐらいの間で事業所数の減少が目立ってきている。中規模以上の企業は中国での生産—委託生産も含め—を拡大させつつ、国内事業所については縮小してきた。地域内取引関係に依存する小規模企業あるいは小企業の場合、そのような国内事業所縮小による影響が大きい。とりわけ、家族経営の小企業は今後の国内需要の先行きに展望を見いだせないこともあり次世代への継承が進まず、廃業となるケースもみられる。

他方、機械・金属分野の加工組立型産業については、小規模企業層に二つの大きな流れがあったように思われる。一つめは情報化・自動化への対応であり、二つめはグローバル化への対応である。かつては大企業だけで可能であった情報化・自動化への動きは中小企業へ、さらには小規模企業にも広がった。そうしたなかで、コンピュータ制御機器などの導入が困難であった町工場のなかには、次世代への承継が困難となり廃業したところと、あくまでも職人技にこだわることで存続してきたところがある。一方で、そうした機器を使いこなしている町工場もある。とはいえ、下請受注あるいは再下請受注が多い小規模企業層にとって、発注側の企業が海外生産を拡大させてきたことで受注額減少への対応に苦慮するなかで、受注先の多様化と安定化は経営上の課題であり続けている。

受注先の多様化ということでは、つぎのような対応がみられてきた。①特定企業への部品供給や加工ではなく、小規模生産であっても専門メーカーとして日本の国内外の需要先へ部品供

給できるような方向性¹⁸⁾、②地域需要の掘り起こしによって、工場から工房化する方向性、③製造からサービス提供への転換の方向性、などである。①は高度な加工技術に加えて、応用性をもつしっかりとした基盤技術をもっている小規模企業に共通してみられる特徴でもある。その技術は、デジタル化されたデータを利用する自動機械だけに置き換えることのできないいわゆる職人技に裏打ちされたものである。

そうした職人技は伝統的工芸品の伝承技術にも共通して、長い期間の経験をへて形成されたものであり、一朝一夕に身につけることができないゆえに技術障壁が高い。小規模企業のなかの小規模生産のなかで改良・改善が絶え間なく繰り返されるなかで、職人の身に付いたものである。デジタル技術や自動化によって代替困難がゆえに、それは小規模企業の重要な中核競争力となっている。課題はいうまでもなくすべての小規模企業がそのような方向性を打ち出すことはできないことである。

②は、元来、伝統的工芸品について共通する。一般に、「工房」(英studio,仏atelier)は美術工芸家の作業場を指す。受注先の海外生産拡大によって国内生産の発注ロット数の減少のなかで、小ロット、短納期、特殊仕様などの部品や加工に即応できるような競争力をもつ小規模企業が強い存立基盤を維持してきた。それまでの生産規模が工場であれば、少人数がそれぞれの小ロット品=作品に取り組む工房的な生産体系といってよい。大・中規模生産によって見落とされてきた重要分野の掘り起こしが、小規模

企業の再活性化の鍵を握っている。

たとえば、福祉製品などは、使用者の加齢や状況の進展度によって製品の調整・再調整が不可欠であり、地域の小規模企業あるいは小企業の細かく・小回り性の効く取り組みがその存立基盤の強化につながる。少子高齢化は一方において少子化に関連する需要の減少をもたらしてきているものの、他方で高齢化に関連する新たな需要を急速に拡大させている。

この点は③にも関連している。製造というのは、原材料へのさまざまな加工をへて中間製品や完成品へのサイクルでもある。しかしながら、技術革新の名の下で、使い捨て文化の浸透によって、いわゆるプロダクト・サイクルがますます早くなり、旧製品がリサイクルあるいはリユースされず、もっぱら産業廃棄物としての深刻な処理問題を起こしてきた。産業廃棄物処理などの事業展開は「静脈産業」という言い方がある。たしかに次々と新製品を生み出す動脈産業の重要性もさりながら、それ以上に静脈産業の重要性はますます高まってきている。

製品自体のリサイクルやリユースに加え、高度に加工された製品を安全かつ効率的に解体し、使える部品や素材などに峻別し、必要に応じ再加工する事業は有望である。しかも、この種の事業は地域ごとの分散処理において、小規模企業が重要な役割を果たす。こうした静脈産業は単なる製造ではなく、「製造付随サービス」という側面を持つ。現在はかつての大量生産・大量消費・大量廃棄の時代からエネルギー・ロスをできうる限り少なくする生産・消費・再

18) 欧州諸国にもかつては造船業のような産地性の高い分野があったが、日本、その後の韓国や中国の追い上げの中で、造船産地のなかには縮小再編を迫られたところもある。そうしたなかで、中小企業であっても品質や安全性などで優れた船舶部品の供給者として生き残ってきたところもある。造船業についてはつぎの拙著を参照。寺岡寛『瀬戸内造船業の攻防史』信山社(2012年)。

利用の時代へと展開してきている。生産→消費→再利用をすすめるための修理・修繕などのサービスが新たな事業分野となりつつある。現状では、小規模企業はこの種の事業分野で活躍しているとは言い難い。後述するように小規模企業が積極的に取り組むべき存立分野である。

商業・サービス業での小規模企業の存立基盤の変化をみておこう。両分野は従来からの典型的な小規模企業業種である。この分野はいずれも立地型産業であり、人口動態の変化にもっと敏感に影響をうける業態でもある。大企業の場合、地域市場の人口変化や人口構成変化に応じて新規立地・再立地を繰り返すことでその成長が維持されてきた。この点、シャッター通りで象徴化されてきた商店街の衰退は、中心市街地への立地企業を取り巻く経営環境の変化への対応から取り残された小規模な小売商店やサービス業の問題点を浮き彫りにしてきている。

他方で、同様に小規模店舗であるコンビニエンスストアが増加を続けてきたことを考えると、立地地域の人口動態だけではなく、人びとのライフスタイルそのもの、とりわけ、消費生活が変化してきていることもまた小規模商店の衰退を加速化させてきた。したがって、空き店舗対策として、新たに商店などを呼びこんだとしても、その地域全体の魅力や訪れることの便益などの拡大がなければ、大型ショッピングモールなどに対抗して買物客を取り戻すことは容易ではない。

かつて、高度成長期の各地方で住工混在な

どが問題視され、あるいは、モータリゼーションの進展のなかで中心市街地の商店街などの不便性から、モータリゼーションに対応した郊外立地型のショッピングセンターが次々と誕生した。住工混在については、ゾーニングによる都市計画によって、町工場も郊外などの工業団地やその周辺の工業地区へと再立地、あるいは新規立地も行われてきた。

しかし、中心市街地をより魅力的な地区とするには、「働く・生活する・楽しむ」という生活リズムを空間として取り戻すことが必要となっているのではあるまいか。小規模製造業における工場から工房へという変化は、「人に見せる・見られる」都市型工業のあり方を示唆している。すでに、大都市や地方都市において、伝統工芸品の工房をすでに使用されなくなった中心市街地にある公共施設—小中学校など—へ入居してもらうことで、訪れる人は製品がどのようにつくられるのかを実際に見学し、場合によって体験することで、その価格に納得して購入することができる。これは「見せる・見られる」工房型ビジネスの一つのひな型でもある。

そうした地域に、多くの職人や技能者も住むことで、その空間はかつての悪いイメージが刻印された住工混在地域の新たなイメージを形成することにつながる。さらには関連する小売業店舗や先にみたサービス型の製造業—修理・修繕など製品リサイクルやリユースなど—など工房型の小規模製造業が再立地することも地域の活性化につながる。都市研究家のジェイン・ジェイコブスが『都市経済』¹⁹⁾ や『都市と富

19) Jane Jacobs, *The Economy of Cities*, Random House, 1969. 邦訳は中江利忠・加賀谷洋一訳『都市の原理』鹿島出版会（2011年）

国論』²⁰⁾などの著作で都市活性化の条件として指摘したのは「多様性」、「輸入（移入）置換性（import replacement）」や「臨機対応性（improvisation）」であったが、これらは地域の活性化のための条件でもある。

「多様性」とは、さまざまな経営主体がその地域に立地していることである²¹⁾。「輸入（移入）置換性」とは地域外から移入している財やサービスでも地域内で供給可能であれば地域内の経営主体によって置き換え、地域内で供給困難な財やサービスを移入することである²²⁾。ジェイコブスは輸入（移入）置換の強化は決して地域間関係を閉鎖的なものにするのではなく、むしろそれぞれの地域との経済関係をより緊密かつ活発にすることを強調した。地域のもつ「臨機対応性」とはそこに立地する経済主体の対応力であり、この対応力は経済主体の「多様性」とも関連する²³⁾。この多様性は個々の小規模企業の現実の存立基盤でもある。

小規模企業の役割再考

大企業に限らず、中小企業、さらには小規模企業にとって、経営をとりまく環境はつねに変化してきた。本論で取り上げた小規模企業にとっても、改善すべき経営課題としておおむねリストアップされてきたのは、経営資源についてみれば、つぎのように整理できよう。

- (1) 人的資源—家族経営を基盤とする小規模企業の成長を妨げる上で指摘されてきたのは人的資源の量的確保だけではなく、むしろ質的確保が容易でなかったことである。
- (2) 設備・技術・情報—設備についてみれば、技術革新の進展は小規模企業にとっても導入が容易になってきている。他方、技術革新への対応は上述の人的資源の制約もあり現在も大きな課題である。情報はICT（Information and

20) Jane Jacobs, *Cities and The Wealth of Nations: Principles of Economic Life*, Random House, 1984. 邦訳は中村達也訳『発展する地域 衰退する地域—地域が自立するための経済学—』筑摩書房（2012年）。

21) ジェイコブスは地域のもつ多様性は補助金などの政策措置によって生まれることはなく、むしろ場合によっては多様性の促進を阻むことも指摘する。彼女は地域（＝都市）の発展の鍵を握る輸入置換を支えることのできない財・サービスに投入されることが地域のもつ対応力（＝インプロビゼーション）を阻害することに危惧を示している。この点について、彼女は「大規模で間断のない補助金は衰退の取引なのであり、ひとたびそれが開始されると、ときとともに補助金の必要はますます増大し、補助金を供給する側の資力はますます減少する」とも指摘する。中村訳、p.302。

22) 数多くの都市の経済活動を観察してきたジェイコブスは、地域経済におけるイノベーションを重要視し、それが輸入（移入）置換によって拡大することを指摘する。輸入（移入）置換と臨機対応力との関係について、彼女は「輸入置換がうまくいく場合には、生産計画、原材料、生産方法の適応を伴うことが多く、このことは、とりわけ生産財とサービスのイノベーション、および臨機対応の改良を意味する『インプロビゼーション（improvisation）を必要とする』とした。また、都市地域の中核となっている都市の衰退の原因として、「もはやそこでは輸入置換にまつわるあの重要なエピソードが経験されなくなったということである。停滞した都市経済は、しだいに先細りになり、時代に取り残される。そこでは、旧来の輸出の損失をあらたな輸出の仕事で補うことができず、したがってその都市地域、他の諸都市、都市のない所地域に対する市場としてはしだいに貧弱になる。都市および都市地域の現実問題が未解決のまま山積する。怠慢がはびこる。経済的に衰退しつつある都市地域は、以前の、主として農村的な状態にたちもどることはない。その地域では、混合し複雑に入り組んだ経済という特徴は長期にわたって保持されるが、地域の経済活動はしだいに先細りになり、後進性も増す。地域が織りなす構造に、いわばほころびが広がるのである。……都市の仕事の移植工場は、長期間にわたってその都市地域に流出しつづけるが、その原因は、それらが都市の新しい企業の過密化によって押し出されるからではない。むしろ、それらは未解決の都市問題から逃げているのであり、あとにはただ空虚が残されるだけである。最後にはその源泉も枯渇し、移植工場の流出はやむ」とされる。中村訳、p.66, pp.94-95。

23) ジェイコブスは臨機対応力＝インプロビゼーションについて、地域が輸入（移入）置換力が高めるにはその過程が決定的に重要であり、その際にとくに大きな役割を果たすのは地域のもつ多様な状況変化に対応できる臨機対応力であることを強調する。また、臨機対応力は地域のもつ多様性と密接な関係をもつことも指摘する。彼女はつぎのように言う。「輸入品を稼得するには、生産の多様化とインプロビゼーションとを必要とするからである。すなわち、稼得の過程自体が、供給業者と生産者の共生的な場を促進し支え合うのであり、この点が都市の経済にとって決定的に重要なのである。都市が創出した輸出の仕事が分化し多様化するにつれて、地元生産者も分化し多様化する。……発展は与えられるものではない。それはつくりだすべきものである」。また、彼女はこのインプロビゼーションについて、状況に応じて適正な技術を応用する能力であり、創意工夫の才であることも強調して、つぎのようにも指摘する。「もしも経済発展を一語で定義するとすれば、それは『インプロビゼーション』ということになるだろう。しかし、実行できないようなインプロビゼーションでは意味がないから、より正確に言うなら、発展とは、日常の経済活動の中にインプロビゼーションを取り入れることができるような状況のもとで、絶えず創意を加えて改良する過程である。こういう状況を生み出せるのは相互に流動的な交易を行っている都市だけであり、……。」。中村訳、p.188、pp.243-244。

Communication Technology) の進展により、量より質へとすでに転換しつつある。

- (3) 資金一多くの地域金融機関にとって資金需要の低迷こそが本質的に重要な問題である。この原因たる背景は、地域の人口減少などによる消費動向に大きな影響を受けやすい小規模企業が、事業拡大のための展望が描けないことである。

(1) に関して注目しておくべきは、団塊世代の地域との関わり方である。中国六朝時代の詩人の陶淵明(365～427)が、自らの官位を辞して田園へと帰る心境を詠った『帰去来辞』ではないが、退職とともに大都市から故郷へと戻り、永年にわたって蓄積してきた専門知識やネットワークを利用して小さなビジネスを展開している人たちである。残念ながら、現状では、そのような事例は必ずしもケースとしては多くはない。だが、こうした個々の専門性・個別性の高い小さなビジネスが地域の内外とネットワークされることで広範囲性・総合性をもつビジネスへと転換しうるポテンシャルは高い。必然、それぞれの地域経済の活性化につながる可能性も高い。

ただし、人口の年齢構成別の動態についてみれば、そうした60歳以上の地方への流入以上に、若者世代の地方からの流出が多いのが現状である。特に若者世代は大学など高等教育機関への進学を契機に、地元へと戻らずそのま

ま就職を通じて大都市圏に残ることが多いからである。この背景には大都市圏のもつ人口吸引力以上に、地方のそれが弱体化してきたことがある。陶淵明のように隠遁するにはまだ早すぎる団塊世代²⁴⁾の地域での専門性の高い小さなビジネスが、ある程度の成長を遂げることで高学歴若者世代の雇用の受け皿となるような仕組みをどのようにするのか。地域経済の活性化には人的資源政策の確立が必要であり、(2) や (3) に掲げた課題以上にその重要度が高い。

(2) については、情報や技術の面では、データ化・閲覧化される情報などはICTの進展によって地域格差は急速に縮まったのではあるまいか。むしろ、有効性をもつのは人に身体化(身につく)された専門情報や技術・技能であって、人の移動とそのスピルオーバー効果²⁵⁾がそうした情報・技術の移転に決定的な意味を持つのである。この意味でも、(1) がますます重要度を高めてきている。

(3) の地域金融についても²⁶⁾、地域金融市場における資金不足よりはむしろ資金需要の低迷が大きな問題であり、地域での小さなビジネスがそれなりの連関性をもちつつ拡大させることがより本質的な検討課題である。既述のように、小規模企業の取り巻く経営環境も変化するなかで、小規模企業の存立状況も変化し、それにつれ小規模企業の果たす役割もまた変化してきた。いずれにせよ、後述のように、従来とは異なる支援策が必要となってきた。最後に小

24) すでに大きな問題を抱えている年金制度の現状を考えると、今後、若者世代の負担を軽減させるため、年金の支給開始年齢時期をさらに遅くすることが現実的な対応策となる可能性もある。他方、労働力人口の減少から労働力不足が単に量的な側面ではなく、専門性や熟練性など質的な側面での課題を浮上させる。こうした諸問題の解決に高齢層の果たす役割も大きいことを考えると、高齢層の小さなビジネスの役割もまた大きくなることが予想される。高齢者の活躍を可能とさせる技術革新も着実に進展してきていることも注視しておいてよい。

25) スピルオーバー効果(露出効果、spillover effect)とは元来は衛星放送の電波などが本来のサービス地域を超えてその他の地域にも漏れることなどを意味した。技術開発などでは、一つの分野でのイノベーションなどが関連分野へと漏れることでさらなるイノベーションを生み出すことを示唆する。ここでは、高い専門性や技術をもつ人と協働することでそうした暗黙知的な知識や知見が周辺の人たちにも移転することを意味する。

26) ここでは紙幅の関係で立ち入ることはできない。詳細は一般財団法人商工総合研究所『金融環境の変化と中小企業』を参照のこと。

規模企業への支援策についてふれておきたい。

小さな企業への支援策

小規模企業の存立と小さな企業への実効性ある支援策を考えるうえで、強調しておくべき重要な点は、「経済社会学」的な視点である。「経済社会学」とは経済行為の結果ではなく、その過程やそれにかかわる随伴的な波及効果をより深く分析しようという考え方である。企業行動を、たとえば、マクロ経済学的に利潤極大化という点からとらえても、欧州企業と米国企業、米国企業と日本企業とはそのプロセス、たとえば、雇用形態や企業倫理などは異なる。そこにはそれぞれの諸国の社会構造が投影されているからである。また、同じ国でも地域により、あるいは企業規模により経営主体の経営行為のあり様は一律ではありえない。本論でとりあげた小規模企業の動態は、経営規模の小規模性という共通点以上に、とりわけ、地域の経済構造や社会構造によって大きな影響を受けてきた。

小規模企業のなかでも、さらに小企業は立地移動性などの制約もあり、地域の経済構造、たとえば、地域の人口動態に関連する市場規模やその需要構造、人口流出入に関わる労働市場に加え、その担い手である家族とその構成変化に中小企業や大企業など以上に社会変動の波に影響を受けてきた。必然、そうした小規模企業や小企業への支援策は、単に経済政策的な視点だけでとらえることはできない。そこには必ず地域社会政策への視点を考慮しなければ、支援策としての実効性は大きな制約をうけることになる。これへのヒントは、すでに「小規模企業の存立基盤」と「小規模企業の役割再考」

でふれたとおりである。

ポイントは既存の小規模企業に加えて、新たな小さな企業への着目である。大企業や一定規模以上の中小企業とは異なり、小規模企業や小企業はその経営主体のライフサイクルとライフスタイルとしばしば一体化された存立をもつ。このことは既存の小規模企業群を単に保護することを意味しない。小規模企業が経営者のライフサイクルとともに廃業すること、それ自体が問題ではない。さまざまな環境が変化する中でも、「働く・生活する」という地域循環を維持するために、小規模事業の退出入のサイクルをどのように支援するかが重要なのである。

先に、退職世代の地域へ戻っての専門的小規模事業—製造業であっても実際は製造サービス業といったほうが妥当である—の展開は、地域内だけではなく地域を超えて互いにその存在を知ることで、緩い連携の下で規模の経済とは異なる新たな産業をいろいろなかたちで成立させる可能性がある。そこには金銭的動機よりは、自分たちの永年蓄積してきた知識や経験の社会的還元という動機が強い。これは新たに起業をしようという若者世代への実践的な支援サービスとなる可能性も秘めている。ICTの発達や人工知能技術の発達は、そうした小さな企業間のニーズやシーズのマッチングに大きな役割を果たしうる。

信頼性の高いこうした情報インフラの整備こそが、小規模企業への直接支援以上に実践的かつ有効性の高い支援策となる。日本経済もかつてのフローのみの増減に一喜一憂するフロー経済の時代からいままでのストックの活用 に 依 拠 する成熟したストック経済の時代へと移行し

てきている。ここでのストックは単に従来型の産業基盤という社会資本（インフラストラクチャー）だけではなく、人に身体化されてきた知識や経験という人的資本に付随したストックなのである。この新たな活用こそが新たな小さな

企業を育む苗床となるに違いない。そのためには、それぞれの地域の経済社会構造への着目—経済社会学的な視点の重要性—とそれに基づいた政策こそが、急がば回れの有効な支援策となりうる。